

最重点項目

Ⅲ 人口減少対策

11 移住の促進や関係人口の拡大に向けた 対策の強化について

【総務省・内閣府】

【提案・要望事項】

コロナ禍で高まった移住機運やテレワークの進展を踏まえ、新たな価値観や生活様式への転換を促進し、地方移住を加速させること。

(1) 移住定住対策に取り組む自治体への支援拡充

- ・人口の東京一極集中是正に向け、コロナ禍で高まった地方移住への関心を持続的な地方への大きな人の流れに繋げるため、移住希望者とのマッチングなど自治体に取り組む移住定住対策への特別交付税措置（措置率・措置額）の拡充など十分な財政措置を講じること。

(2) 地方での多様な働き方や暮らし方の実現に向けた仕組みの構築

- ・コロナ禍で普及したテレワークでの柔軟な働き方を定着させるよう、経済団体と連携した企業への働きかけ強化や企業と自治体とのマッチング支援の充実など都市部人材の地方回帰を強力に推進すること。
- ・テレワーカーと地域が関わりを深める仕組みの構築など、地域課題解決の担い手となる関係人口の拡大に向けた予算措置を拡充すること。

(3) 地域おこし協力隊制度の要件緩和と支援拡充

- ・協力隊の定住促進に向け、任期満了後に担い手不足が深刻な一次産業への就業や、活動期間が1年未満での起業等も特別交付税措置の対象とすること。
- ・起業や事業承継に要する経費への財政措置対象期間について、任期満了後2年以内も対象とする令和3年度の限定措置を継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりやテレワークの普及など国民の意識・行動の変化を捉え、地方移住の動きを後押しするとされている。

本県においても、アフターコロナを見据え、令和2年3月に策定した「第2期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、テレワークやワーケーションなど働き方の変化による都市部から地方に仕事と生活の場を移す流れを加速させ、本県への若者世代の移住定住を促進することとしている。

コロナ禍で顕在化した地方移住へのニーズをしっかりと受け止め、地方での豊かな暮らしの実現に向け、移住定住施策への手厚い支援、企業での多様な働き方の定着促進や、地域おこし協力隊制度の緩和と拡充など東京一極集中是正に向けた大胆な施策を、国の責務として実行することを求めるものである。

【実現後の効果】

地方での移住定住の拡大に向けた取組促進により、若者世代や企業人材の地方回帰の流れの後押しとなるとともに、地方移住の裾野拡大に繋がる関係人口の拡大や地域課題解決に必要な専門知識や技能を有する外部人材の確保により、地域活性化が図られる。

県担当部署：企画振興部政策企画局地域政策課

○地方自治体が実施する移住定住対策の推進に向けた財政措置

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」(令和3年3月30日付総行応第79号)</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象(措置率0.5×財力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

○地域おこし協力隊制度

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

●地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり440万円上限
(報償費等240万円(※)、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり440万円の上限は変更しない。)
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費；最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
- ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費；1団体あたり200万円上限
- ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費；1団体あたり100万円上限

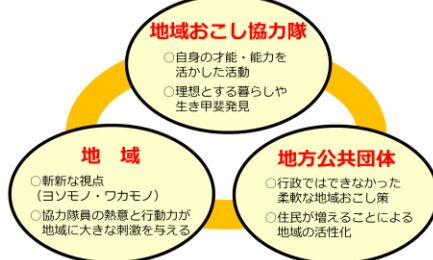
●都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

●都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H31.3末調査時点

3

※令和3年度の拡充内容

- ①地域おこし協力隊の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限
- ②地域おこし協力隊インターン制度の創設【新設】
- ③任期終了後に隊員が定住するための空き家の改修に要する経費について特別交付税措置(措置率0.5)
- ④地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：令和3年度に限り、任期終了の2年以内も対象

12 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に係る総合的な支援の充実と基盤整備の促進について

【内閣府・総務省】

【提案・要望事項】

- (1) 地方創生の実現に向けたデジタル人材の確保などDX推進の総合的支援
 - ・デジタル技術は、地域課題の解決を通じた地方創生の実現に大きな役割を果たし、人口減少・少子高齢化が進む地方でこそ真価を発揮するものであり、ポストコロナ社会を見据え、更なる利活用が必要であることから、地方自治体のニーズを踏まえた実効的なデジタル人材の確保・活用につながる「人材バンク」の創設をはじめ、地方の実情に応じたDX推進の取組に対して、総合的・恒常的な支援の充実を図ること。
- (2) 都市部と格差の生じない情報通信基盤の整備促進
 - ・光ファイバや5G基地局などは、DX推進の前提となる基盤であり、地方と都市部とで格差が生じず、同水準の通信環境となるよう、通信事業者や市町による情報通信基盤の整備を技術・財政両面から十分に支援すること。
 - ・地域経済の活性化への活用が期待されるローカル5Gについて、地方の中小企業であっても取り組めるよう、導入経費への支援措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○地方創生の実現に向けたデジタル人材の確保などDX推進の総合的支援

デジタル技術の活用による地域課題の解決が地方創生の鍵となる中、コロナ禍への対応も踏まえた社会全体のDX推進が急務となっており、地方においても、CDO（最高デジタル責任者）の設置をはじめとする推進体制の構築とともに、高度な知見等を有する外部デジタル人材の活用が不可欠である。

一方、国・地方ともに外部人材の活用が加速する中、地方の実情に即した人材を独自に適宜確保することは容易でなく、都市部に集中するデジタル人材を地方において確実に確保し、必要とする期間にわたり活用できる効果的な仕組みとして「人材バンク」の構築が必要であるとともに、地元の人材をデジタル人材へと成長させるための人材育成も喫緊の課題となっている。

○都市部と格差の生じない情報通信基盤の整備促進

デジタル技術により住民生活の質の向上を図るためには、効果的な活用を支える情報通信基盤が必要であるが、本県の光ファイバ整備率は98.2%（令和2年3月末現在）にとどまり、離島や山間部など不採算地域での整備が課題となっているなど、条件不利地域を多く擁する地方において、都市部との整備格差が生じており、5G基地局整備においても同様の懸念が危惧される。

また、ローカル5Gについては、柔軟な整備により地域経済の活性化につながることを期待されているが、高額な導入経費が負担となっていることから、活用促進に向けては更なる財政支援が必要である。

【愛媛県内の取組】

○デジタル総合戦略の策定（令和2年度）

県政のあらゆる分野におけるDXを推進するため、「県民本位」「市町との協働」「官民共創」を基本方針としたデジタル総合戦略を策定し、「行政のDX」

「暮らしのDX」「産業のDX」に取り組んでいる。

[戦略概要]

◆基本理念：デジタルでつなぎ切り拓く、活力と安心感あふれる愛顔のえひめ		
◆基本方針：県民本位・市町との協働・官民共創		
◆基本姿勢：挑戦・連携・創造		
◆位置付け：第六次愛媛県長期計画の分野別計画、官民データ活用推進計画		
◆推進体制：最高デジタル責任者（CDO）を司令塔とする愛媛県デジタル総合戦略本部		
◆戦略期間：令和3年度から令和5年度の3年間		
◆推進方法：長期計画アクションプログラム編のKPIの達成状況等も踏まえながら、1年ごとに進捗状況等を検証の上、適宜見直し		
ビジョン・戦略		
行政のDX ～県民本位のスマートえひめ～	暮らしのDX ～安全・安心のデジタル共生社会～	産業のDX ～デジタルで飛躍する地域経済～
<ul style="list-style-type: none"> ・聖域なきDXの推進 ・手のひら県庁への挑戦 ・働き方のニューノーマル ・えひめ情報・データハイウェイの構築 ・事業のデジタルシフト ・「チーム愛媛」のDX 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心」スマート防災の実現 ・DXによる防犯・交通安全の推進 ・デジタル教育先進県えひめへの挑戦 ・デジタルによる自分らしい生活の実現 ・ライフステージに応じたDXの推進 ・デジタルでつなぐまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業のDXを担う人材・企業づくり ・スマート農林水産業の愛媛発モデルの展開 ・スマートものづくりによる技術革新 ・DXによる営業活動の強化 ・一歩先行くデジタルプロモーションの実践 ・ポストDXへの共創
【取組推進基盤】官民共創デジタルプラットフォーム		

- ・ 外部人材の活用：CDO補佐官（非常勤特別職）
デジタルコーディネーター（副業・兼業人材6名）
- ・ 県と市町の協働に基づく取組：県内全20市町と一体となったDXの推進に向けて全国初となる「DX協働宣言」を実施し、外部人材をチーム愛媛の体制でシェアして活用する仕組みの構築を推進（予定）。

〇5Gの利活用

県、大学、民間事業者等により令和2年度に次の取組に着手している。

- ・ 高精細映像を使用した遠隔医療のモデル事業
- ・ 救急医療現場における高精細映像等の迅速な患者情報提供システムの構築
- ・ 4K画像のリアルタイム伝送による農家への普及指導体制の強化
- ・ 家畜生体情報の高度利用技術の確立
- ・ 県内企業による5G関連製品の開発を支援する研究施設の整備
- ・ しまなみ海道サイクリング・オリジナルロードムービー作成環境構築（ローカル5G）
- ・ ローカル5G基地局の研究施設敷地内への設置と、県・民間事業者によるフィールド実証実験等の共同研究（ローカル5G）【民間】
- ・ 魚類養殖の適切な給餌量把握（ローカル5G）【大学ほか】 など

令和3年度には、これまでの取組を継続・発展等させるほか、新たに、スマート工場の実証や、防災での活用検討等に取り組む。

これらの取組を通じて、様々な主体において5Gの利活用に積極的に取り組むことで、暮らしや産業の利便性向上のほか実需の創出を図り、県民の安全・安心の確保や地域経済の活性化につなげていくこととしている。

【実現後の効果】

- ◇ DXの推進を通じた地域課題の解決による持続可能な地域社会の実現
- ◇ 地方での新たな市場創出等を通じた地域経済の活性化

県担当部署：企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課

13 教員の業務負担軽減に関する支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 教職員定数の充実

小学校での35人学級が段階的に実現するが、教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、実質的な教職員定数の充実に努めること。

(2) 支援スタッフの配置促進

スクール・サポート・スタッフや学習指導員、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。

(3) 部活動改革に向けた支援の拡充

- ・ 本県独自に進めている高等学校の部活動指導員を国庫補助対象化するほか、部活動の地域移行等に関して高等学校を含めた支援を拡充すること。
- ・ 部活動の地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。

(4) その他、中教審答申に基づく取組等への支援

中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するに当たり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県では、加配制度を活用して、小学校4年生までの35人学級を完全実施しているが、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、新学習指導要領の円滑な実施も求められる中、学校現場においては実質的な定数の充実に努められている。
- また、新型コロナウイルスや急進するICT教育への対応などにより、教員の業務負担は増大しており、支援スタッフの配置促進が必要である。
- 加えて、教員の長時間勤務の大きな要因の一つである部活動の指導について、部活動の地域移行や合同部活動など、部活動改革を着実に進めることが重要な課題となっている。
- さらに、教員の多様な働き方を実現し、教職の魅力を向上するための一年単位の變形労働時間制の導入など働き方改革を総合的に推進する必要がある。

【愛媛県内の取組】

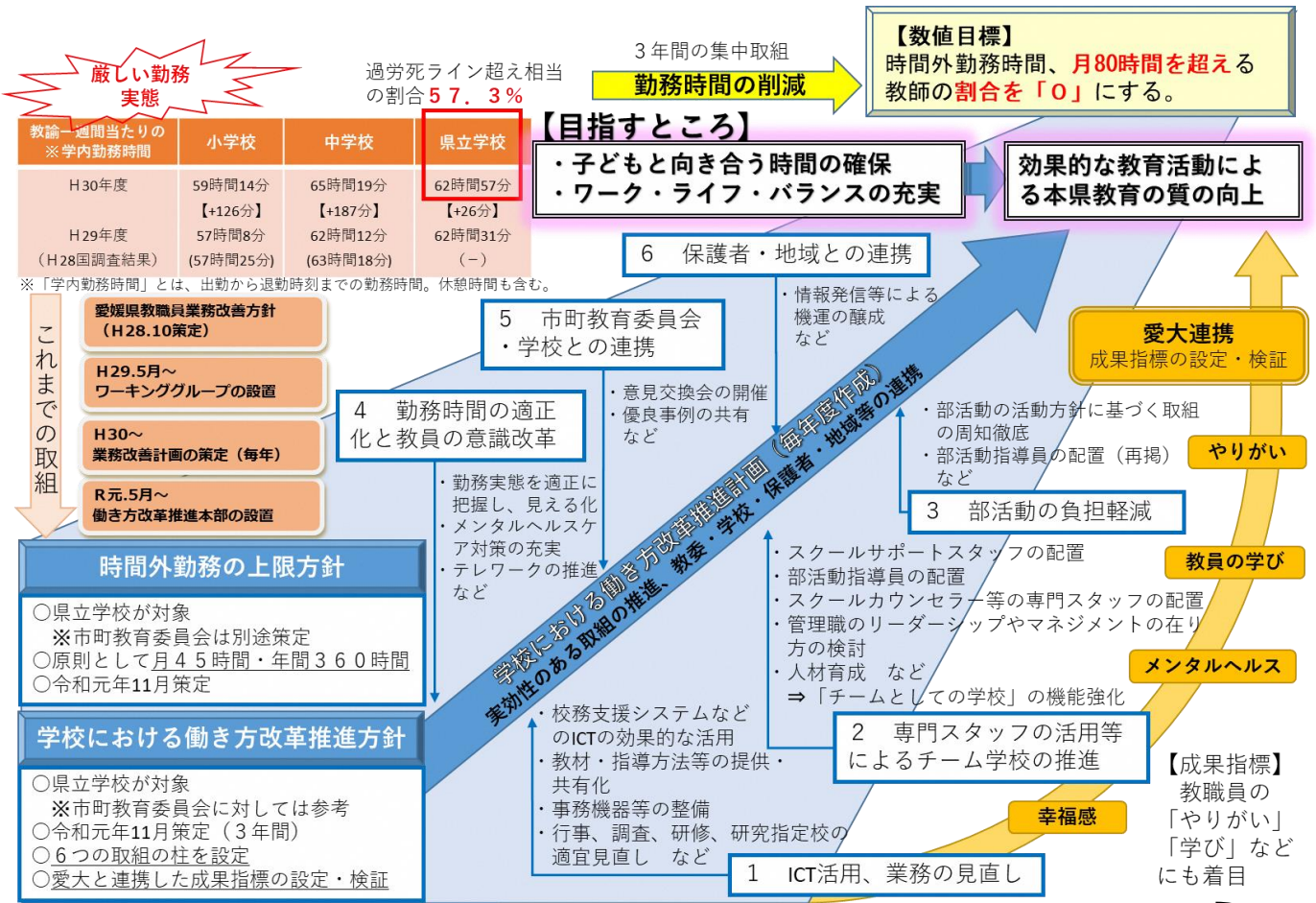
- これまで、スクール・サポート・スタッフやコロナ禍に対応した学習指導員の配置など、外部人材の活用に取り組むとともに、全県立学校への校務支援システム整備、テレワーク制度の導入のほか、教職員の「やりがい」等に着目した意識調査を実施。變形労働時間制の導入に対応した条例改正も行ったところ。
- 部活動に関しては、部活動指導員を本県独自に県立高校へ配置しているほか、今後、県立学校の再編整備と併せ、合同部活動等の検討も進めることとしている。
- また、小中学校と併せ、県立高校においても1人1台端末を整備しているほか、本県独自のテストのCBT化による業務負担の軽減など、学校現場の意見を踏まえつつ、実効性のある取組を推進している。

【実現後の効果】

- ◇ 公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課・保健体育課

愛媛県教育委員会における学校の業務改善に向けた取組



成果指標	R1	R2	状況
1. 時間外勤務月80時間超の教師の割合(各年度11月)	25.3%	20.6%	時間外勤務月80時間超の教師の割合は、減少
2. 教師自身の学びの実践(9項目の学びの実践の選択数)	3.67	3.13	コロナによる研修等の中止・延期等の影響もあり、減少
内、オンライン講座受講等	9.9% (320人)	30.7% (988人)	「オンライン上の講座やセミナーの参加」が、約3倍に増加
3. 教職員のやりがい(ワーク・エンゲイジメント)	28.83点	28.35点	日本(民間企業)の平均(23.58点)以上の水準をキープ
4. 教職員の抑うつ傾向(メンタルヘルス)	5.36点	5.57点	昨年度と同じ水準をキープ ※5点以上がリスク群、10点以上がハイリスク群
5. 教職員の主観的幸福感(ワーク・ライフ・バランス) 10点満点	6.06点	6.06点	日本の平均(5.89点)以上の水準をキープ

【専門スタッフの活用状況】

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを189人、県立学校にスクールライフアドバイザーを23人配置し、生徒指導を支援
- スクール・サポート・スタッフ等の配置(R2実績→R3予定)
 - ・小中学校 72人→78人、県立学校 13人→13人(+10名のICT教育支援員を新たに配置)
- 部活動指導員の配置(R2実績→R3予定) ※高校は県独自で配置
 - ・市町立中学校 43人→45人、県立学校 11人→11人

14 教育の情報化の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 持続可能な「GIGAスクール構想」の実現

「GIGAスクール構想」を持続可能なものとするため、通信費や保守管理経費等のランニングコストに対する財政支援や、今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、高等学校を含めた制度設計とすること。

(2) 効果的なICT教育の推進への支援

- ・デジタル教科書の導入を促進するため、義務教育課程における全教科での無償供与を実現すること。
- ・授業等でのICT機器の効果的な活用のため、GIGAスクールサポーターやICT支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。
- ・教員のICT活用指導力を向上させるため、研修プログラムの策定等必要な支援を拡充すること。

(3) 県独自のCBTシステムへの財政支援等

- ・CBTシステムを令和の教育のスタンダードなものと捉えた上で、本県独自のシステムのランニングコストに対する財政支援措置を講じること。
- ・開発・運用に関する実証研究に関する事業創設などの措置を講じるとともに、効果的な運用を図るため、国のCBTシステムの運用に係る有効事例等の情報提供を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 目覚ましく進展する情報通信技術に対応して、21世紀にふさわしい学びと学校を創造するとともに、新型コロナウイルス感染症等のリスクに対処しながら学習機会を確保するためには、ICT環境の一層の整備と教育の情報化の推進が不可欠である。
- 令和3年度から「GIGAスクール構想」による1人1台端末の環境が整うが、端末整備後の保守管理及び更新時の多大な経費に関する財源確保が、自治体にとって大きな問題となっている。
- また、ICT機器等ハード整備が進む一方、ソフト面での対応が課題となっており、本県では令和2年度に集中的なICT研修やICT教育のガイドラインの策定等に取り組んだところであるが、今後も教員のICT活用指導力の向上のほか、デジタル教科書の導入や授業等でのICT機器の活用を支援するICT支援員の配置拡充が喫緊の課題となっている。
- 加えて、教育データを効果的に利活用するためのCBTシステムの構築が求められており、国において全国展開を見据えた実証等に取り組むこととされている。

【愛媛県内の取組】

- 全県立学校の普通教室と特別教室の内、計1,507室において無線LAN（学

習系Wi-Fiシステム)の運用を開始しており、必要とされる教室への整備率を100%としているほか、電子黒板等については、令和元年度から5か年の整備計画のうち令和3・4年度分を前倒し整備することとし、4か年の整備計画としたところ。

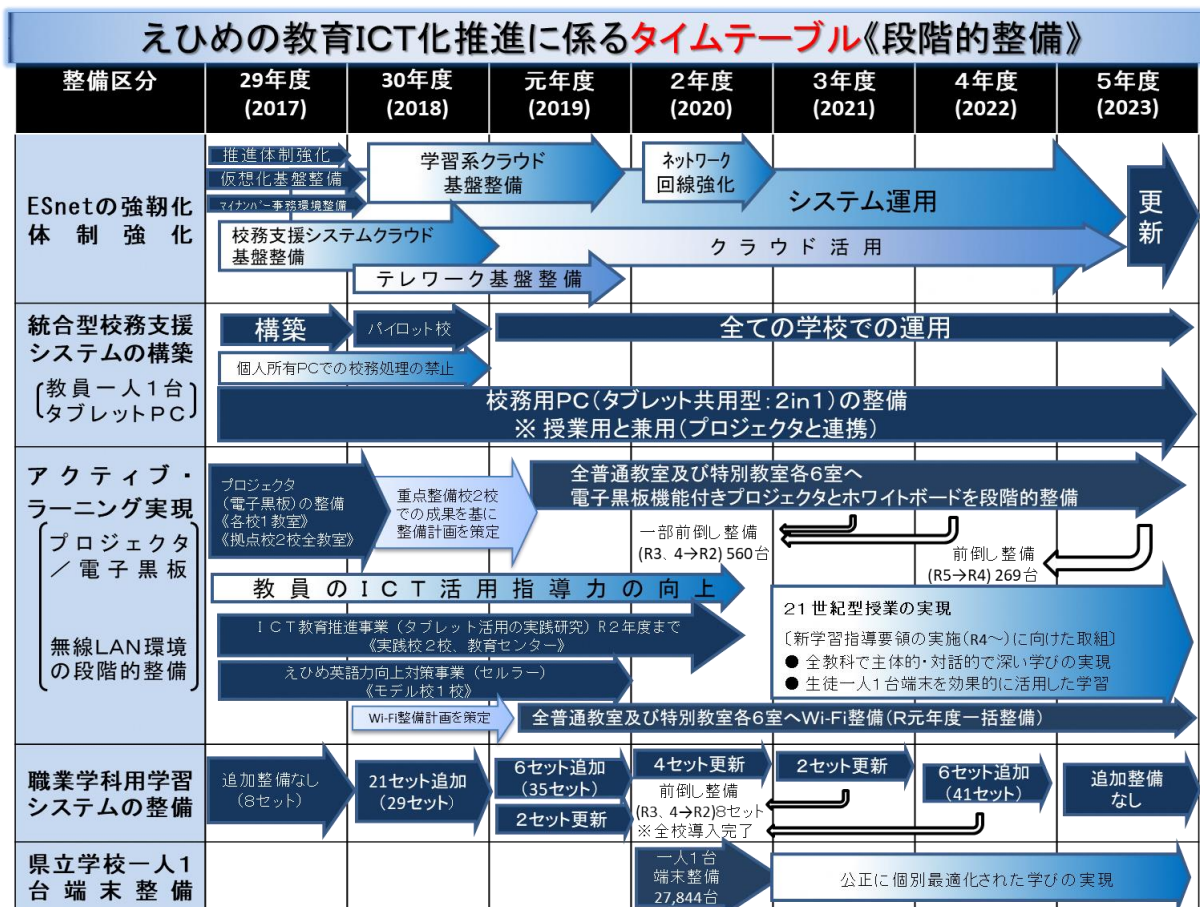
- また、小中学校での端末整備に併せ、全県立学校においても1人1台端末を整備し、令和3年度から本格的に運用を開始している。
- さらに、県独自のCBTシステムを令和3年度中に開発し、中学校への導入の後、令和4年度以降に小学校・高校へも拡大する予定としている。
- ICT支援員については、県独自にICT教育研究実践校となっている県立学校に派遣しているほか、教員配置の工夫の中で小中学校へ配置している状況。

【実現後の効果】

- ◇ ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備の一層の進捗
- ◇ 児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

【県立学校整備計画】



15[1] 医師確保対策について

【厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた方針等の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を医師需給推計に反映させるとともに、こうした非常事態にも無理なく医師が確保されるように医師養成の方針などを見直すこと。

(2) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討

- ・医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。
- ・令和5年度以降の医学部入学定員や地域枠制度の在り方の協議を進めるに当たり、地域の実情や都道府県の意見などを十分に反映すること。
- ・現行の臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。
- ・法改正に伴う都道府県の権限強化や事務の移譲等により、都道府県の業務負担が大幅に増加しているため、財政的支援を国において措置すること。

(3) 総合診療専門医の研修・教育体制の充実

- ・地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に備置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○現状と国の方針

平成20年度から開始された医学部定員の暫定増（地域枠制度）の効果などにより、全国の医師数は着実に増加し、今後も増加が見込まれる一方で、医師の偏在は未だ解決されていない。

国では、(1) 医師偏在対策に有効な客観的データの整備、(2) 都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができる体制の構築、(3) 医師養成課程を通じた医師確保対策の充実、(4) 医師の少ない地域での勤務を促す環境の推進、を基本的な考え方に医師偏在対策を推進している。

○国による取り組みと課題

1 地域枠制度

国による医師需給推計（労働時間を週60時間に制限等した場合）によると、令和11年頃に医師需給が均衡するとされているが、医師の偏在については未だ解決されていない。

2 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進

医師少数区域等での勤務経験を厚労大臣が認定し、一部の地域医療支援病院の管理者要件等とすることで、医師少数区域等勤務のインセンティブとしているが、効果は限定的。

3 臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策

臨床研修医の募集定員算定方式の見直しや都道府県別・診療科別必要医師数に基づいた専門医制度のシーリングなどの地域偏在対策が行われているが、効果は不透明。なお、事務の一部について国から都道府県に移管されたが、事務量増加による負担が大きい。

4 総合診療医の養成支援

総合診療医センター（総合診療医を養成・確保するための拠点）運営事業に対して助成するなどの取り組みが行われているが、効果は不透明。

【愛媛県内の取組】

○地域医療を担う医師の養成・確保

自治医科大学卒業医師の活用やプラチナドクターバンク事業等を通じて、即戦力となる医師の掘り起こしに努めるとともに、地域枠入学生を対象とした奨学金の創設や、地域医療に関する寄附講座の運営等により、地域医療を担う医師の養成・確保に努めている。

○医師育成キャリア支援事業

地域医療に従事しながらキャリア形成できる環境を整備し、奨学生医師をはじめとする若手医師の県内定着を図ることとしている。

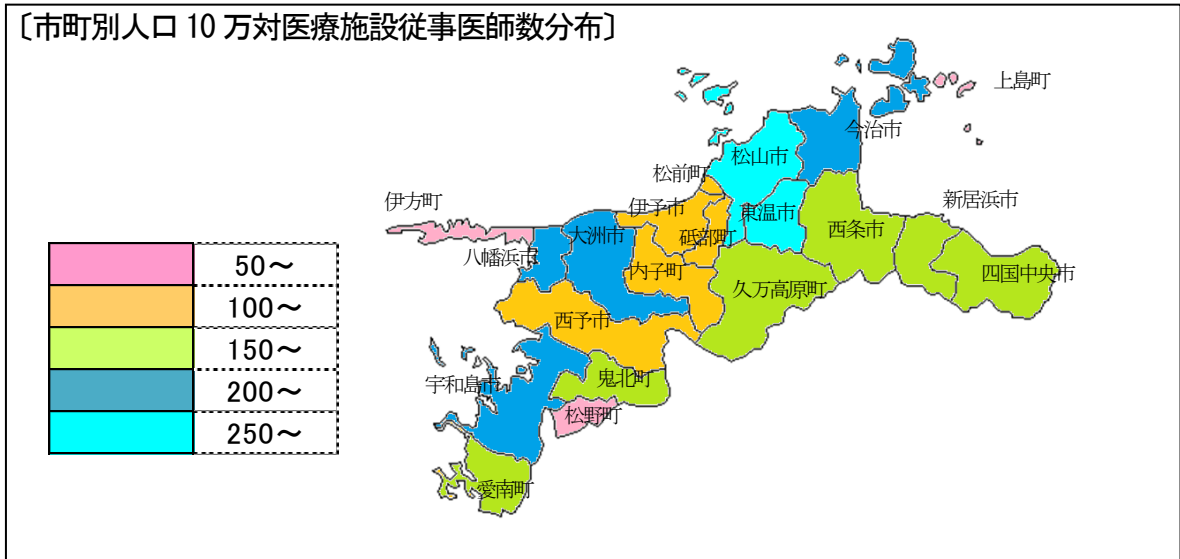
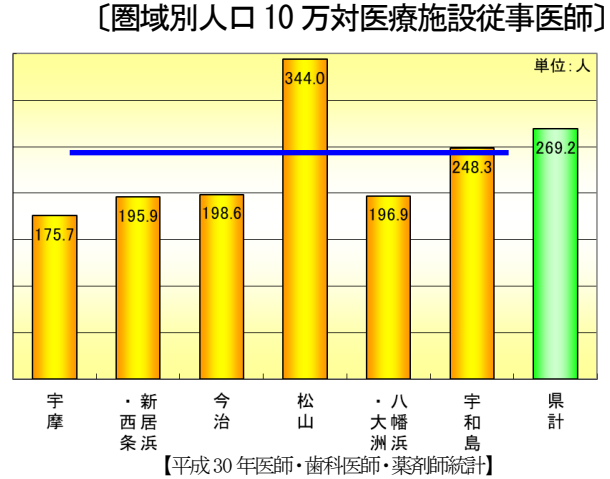
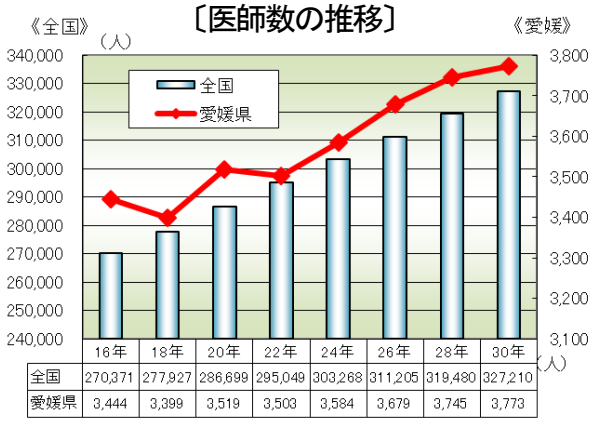
【実現後の効果】

◇ 地域の医師不足が解消され、県民全てが、いつでもどこでもどの分野でも安心して医療を受けられる社会が形成できる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

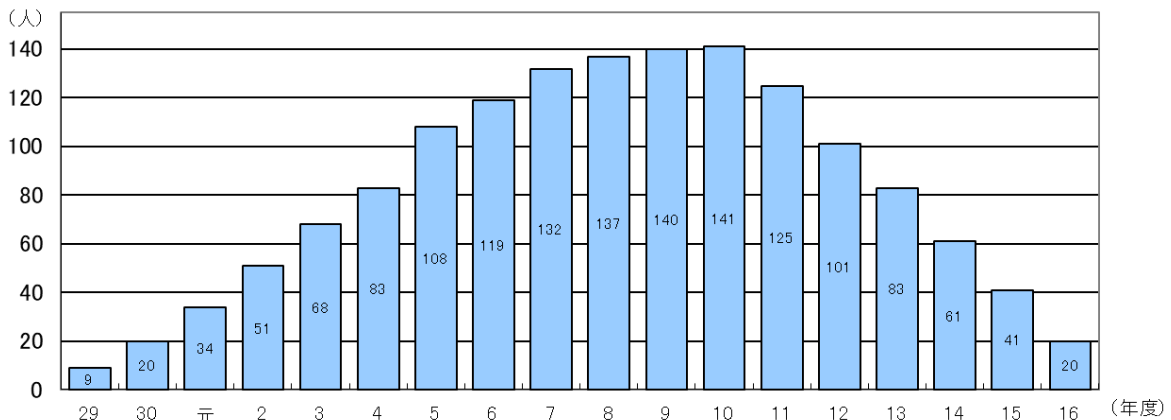
本県の医師の状況

- 平成30年12月31日時点における医師数をみると、前回調査(平成28年)から全国では8,275人(2.4%)増加し、本県では28人(0.7%)増加する結果となっており、全国に対して本県の増加率が減少傾向にある。
- また、人口10万人当たり医療施設従事医師数を圏域別にみると、松山圏域及び宇和島圏域以外は全国平均以下となっており、宇摩圏域では、松山圏域の半数程度の医師数となるなど、医師の地域偏在が顕著となっている。



- 医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学生医師は、計画ではピーク時に140名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。

〔地域枠医師の配置予定数推移〕



15 医師確保対策について

[2] 災害医療従事者の育成・確保への支援

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○災害医療従事者の育成・確保

本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズに調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含む近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。

本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）や、県外での研修受講旅費など所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業として都道府県が養成するDMAT（以下「都道府県DMAT」という。）研修を実施している。

○都道府県DMATの保有に係るDPC評価及び財政支援

また、都道府県DMATを保有する医療機関は、平時から携行医療資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に「都道府県が養成するDMATの保有」を加えることが必要である。

加えて、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、都道府県DMAT研修実施経費、現場携行用医療資機材及びDMAT車両整備に係る恒久的かつ柔軟性に高い財政支援制度の整備が必要である。

【実現後の効果】

◇ 都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施、現場携行用医療資機材及びDMAT車両等を整備し、災害医療従事者を育成・確保することにより、発災時の傷病者の対応に資することができる。

（参考）

都道府県によるDMAT養成研修の実施状況

➢ 27都道府県で実施（令和元年度）

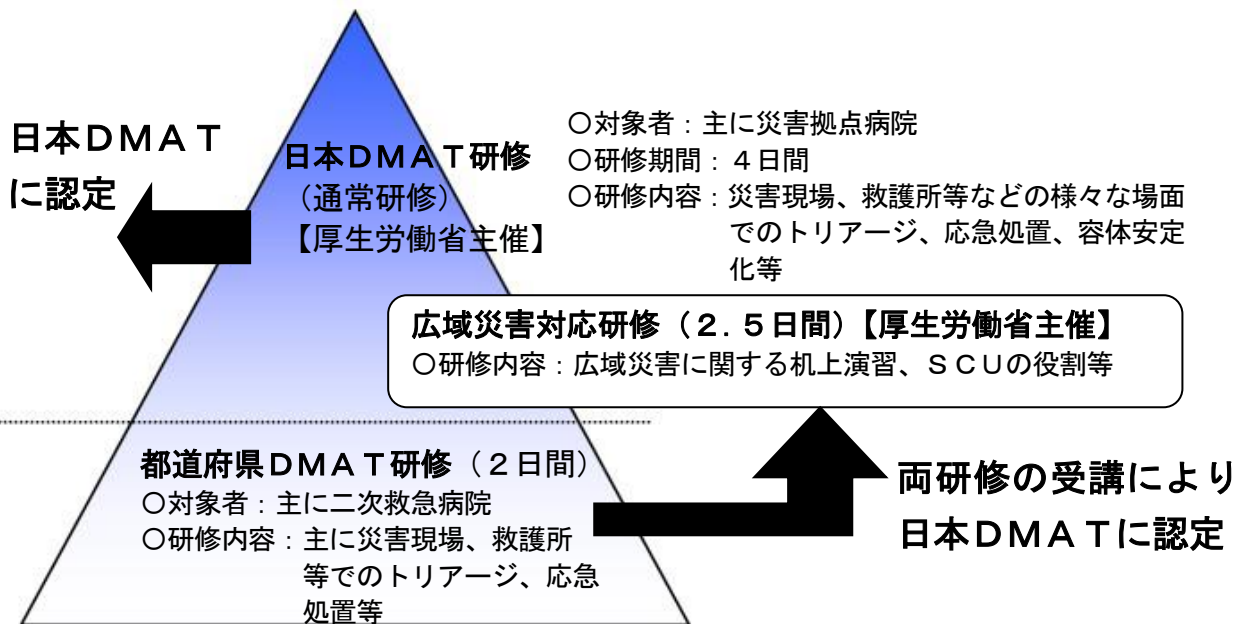
県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

日本DMATの認定について

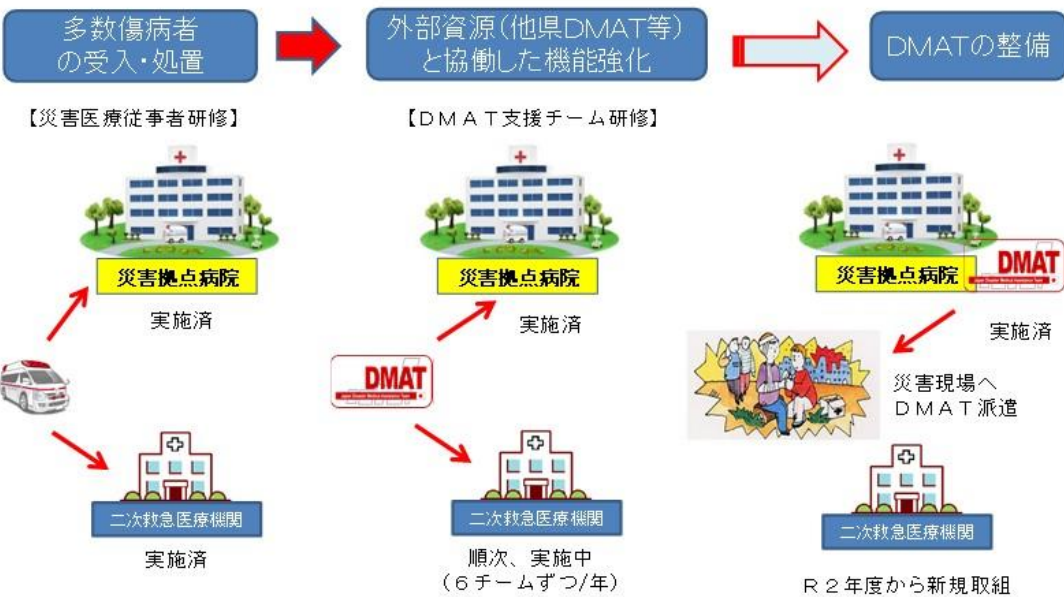
日本DMATに認定されるためには、「日本DMAT研修」(通常研修 [厚生労働省主催]) を4日間受講及び試験合格する必要あり

上記のほかに、

都道府県DMAT研修に加えて、
 広域災害対応研修(2.5日間[厚生労働省主催])の受講及び
 試験合格で、日本DMATに認定される



【愛媛県の実践】



16 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

- (1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

【現状と課題（背景・理由等）】

○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（R2年度）は251,655千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。

しかしながら、格納庫の確保に係る費用や搭載医療機器・運航管理室の維持管理費などの補助対象外経費が発生している。

また、国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が73.7%（R2年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度が必要である。

○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっている。

令和3年度と同補助金予算総枠（214億円）と前年度に比べ減額されたほか、2年度都道府県計画額（314.3億円）を下回っており、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇ 地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2）
- ・補助基準額：251,655千円/箇所（R2）



◆補助金総枠の交付率（全国）は73.7%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率(調整率)
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%
R1	230.4 億円	305.4 億円	75.5%
R2	231.6 億円	314.3 億円	73.7%

○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度：33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度：259 件
- ・ H30 年度：289 件
- ・ R1 年度：346 件
- ・ R2 年度：290 件

17 脱炭素社会の実現に向けた対策の拡充について

【経済産業省・環境省】

【提案・要望事項】

- (1) 脱炭素社会の実現に取り組む地方公共団体を支援する総合交付金の創設及び地域の脱炭素化への支援拡充
 - ・ 2050年脱炭素社会の実現を目指す地方公共団体の取組を支援するため、総合的な交付金を創設すること。
 - ・ 脱炭素社会の実現に向け、産業部門等の脱炭素技術の開発・実用化の推進を図るため、地域の実情に応じた支援策を拡充すること。
 - ・ 水素ステーションの全国的な普及促進のため、整備・運営に係る財政支援を継続するとともに、整備に関する規制緩和の更なる推進を行うこと。
- (2) 気候変動影響への適応の取組に対する継続的な支援強化
 - ・ 気候変動及びその影響予測・評価等に関する情報提供や、県気候変動適応センターへの活動支援など、地域における具体的な適応策の立案・実施に対する継続的な支援強化を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会宣言

令和2年10月に菅首相が所信表明演説で「2050年脱炭素社会宣言」を表明されたことに伴い、温室効果ガス排出実質ゼロを実現するためには、地方公共団体独自の取組が不可欠であるとともに、二酸化炭素の排出量の多い産業部門等における脱炭素技術の開発や実用化を一層推進するためには、地域の実情に応じた支援策の拡充が必要である。

また、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの整備は、設置費用のほか持続的な運営に係る事業者の負担が大きいため、全国的な普及拡大のために支援の継続が必要であるとともに、更なる整備拡大を図るには、国の「規制改革実施計画」に基づいた速やかな規制見直しが必要である。

○気候変動影響の深刻化

地球温暖化による異常気象の発生により、人の健康や農林水産業への被害・自然災害の発生などが各地で頻発しており、各地域における気候変動の影響に応じた適応の取組を継続的に強化する必要がある。

【愛媛県内の取組】

○緩和と適応を車の両輪とした地球温暖化対策の推進

本県では、令和2年2月策定の「愛媛県地球温暖化対策実行計画」において、「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』」の実現を長期目標として掲げたところであり、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」を推進するとともに、令和2年4月に県気候変動適応センターを開設し、気候変動影響による被害を回避・軽減する「適応策」を強化するなど、緩和と適応を車の両輪とし、総合的な地球温暖化対策に取り組んでいる。

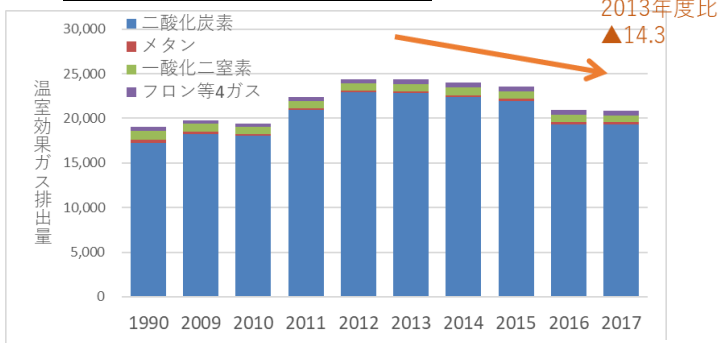
【実現後の効果】

- ◇ 地域に応じた独自の取組により、再エネの導入促進や省エネの徹底が加速するなど、脱炭素社会実現へ向け、温室効果ガスの大幅な削減が図られるとともに、気候変動の影響に対する適応策の強化により、県内産業の発展や、県民生活の安定に寄与し、もって持続可能な社会の実現を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

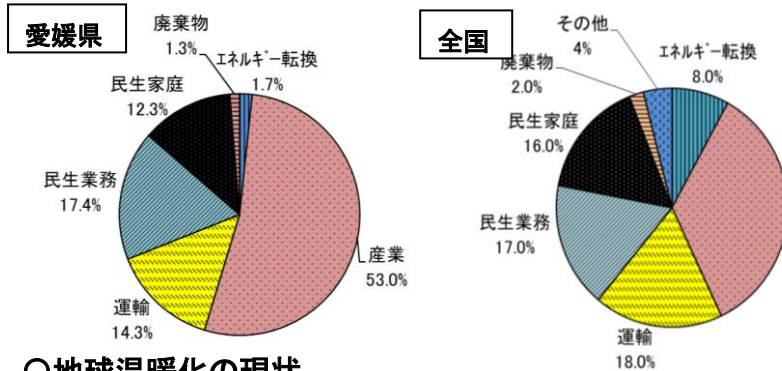
○愛媛県の温室効果ガス排出状況

愛媛県の温室効果ガス排出量

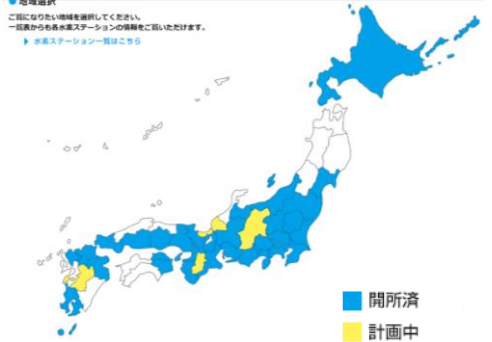


- ◆2017年度の県内における温室効果ガス排出量（森林吸収差引前）
 - 20,889千t-CO₂、基準年（2013年度）比で14.3%減少
- ◆温室効果ガスの内訳
 - 二酸化炭素（CO₂）が9割以上
- ◆産業部門の占める割合 → 53%（全国は約34%）

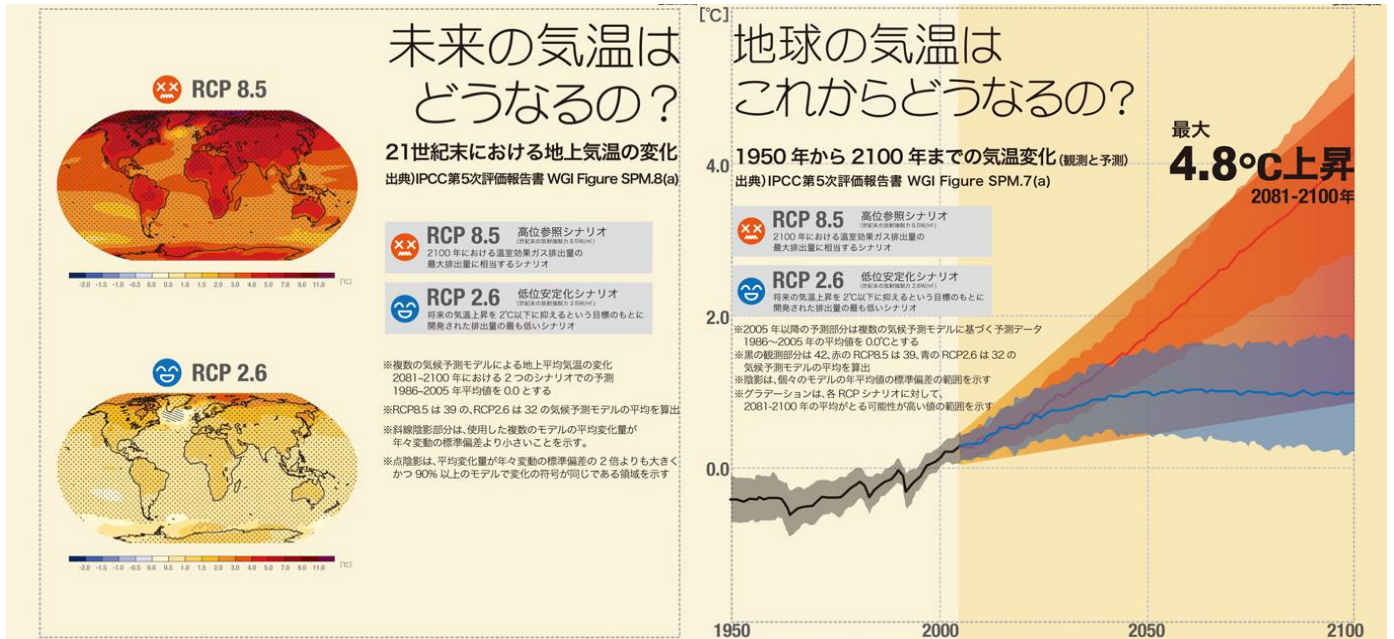
CO₂排出量の部門別構成比（2017年度）



○水素ステーション設置状況



○地球温暖化の現状



○2030年度のエネルギー需給構造の見通し

